RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 61 June, 2010

CONTENTS

Ⅰ New Face
Come on you として　嘉門　優　2
こんなことをやってます　島津　幸子　3
法のかべ　野口　雅弘　4
ご挨拶　出田　健一　6
派遣裁判官として　大島　雅弘　7
新任のご挨拶　加波　眞一　8
着任のご挨拶　島田　志帆　10
理想に燃えて・・・　山口　直也　11

Ⅱ Sabbatical
2009 年イギリス留学報告　小堀　眞裕　12

Ⅲ Departure
立命館なければ私なし　佐川友佳子　14
旅立ちに際して　吉井　匡　15

Ⅳ Media Coverage Ⅰ
定例研究会　16

Ⅴ Media Coverage Ⅱ
学術交流・研究活動　17

Ⅵ New Book
新刊図書　18

New Face

New Face 新任紹介

Come on youとして

嘉門　　優　KAMON Yu

私は生まれが京都ですので、なじみ深い街に「戻ってきた」という感覚をこのたび味わっているところです。私の名前は「かもんゆう」ですが、この「嘉門」という姓は、私が子どものころは正確に読んでもらえず、苦労しました。現在は同姓の某替え歌タレント等がいることもあり（あちらは芸名ですが）、読み間違う方はほぼおられません。京都にも（親族というわけではなく）同じ姓の方がおられるようですが、正直なところルーツについてはわかっていません。今後、刑法に次ぐ第二のテーマとして探ってみようかと考えています。また、偶然ですが、この「かもんゆう」という名は英語で「come on you」と書くことも可能で、この点も私がこの名前を気に入っている理由です。

私の前任校は國學院大學で、5年間東京・横浜におりました。はじめての勤務地でしたが、先生方に温かく迎えられ、また、よい学生にも恵まれ、充実した日々を過ごすことができました。立命館大学にきて、まず驚いたことはその「大きさ」です。キャンパス、教授会の規模、学生数、そのすべてに圧倒されています。加えて、立命館の学生たちは自主性を

重んじられており、それぞれが活発に活動している姿には驚き、非常に好感をもちました。3月には同僚やゼミ生たちとの別れがあり非常に寂しい思いをしましたが、この4月には、活気ある立命館大学の新たなメンバーとして温かく迎えていただき、喜びを感じています。また、立命館の学生たちに「先生」と呼んでもらうことができ、改めてこの職業に就いたことの幸せを実感しているところです。

私の専門は刑法で、大阪市立大学・大学院にて学びましたが、研究者として第一歩を踏み出したのは立命館大学にて開催される刑法読書会でした。震える声で初めて報告させていただいた日のことをつい昨日のことのように思い出します。刑法読書会では多くのことを学ばせていただきました。刑法学についてはもちろんですが、研究者としてのあり方を先生方が身をもって示してくださったと思います。今後は先生方のご指導を受けながらも、他の若手の研究者の方々と協力して、より主体的にこの学風を受け継いでいかなければならないと責任を感じているところです。

これまで自分に対して先生方がご指導くださったことを思い出すにつけ、自分の至らなさを感じざるをえません。ただ少なくとも、学生に対しては「come on」と笑顔で温かく迎えてあげられるような教員でいようと思っています。さらに、研究に関しても新たな地で初心に戻って充実させていくつもりです。微力ながら立命館大学法学部のために頑張りたいと思いますので、これからよろしくお願いいたします。

（かもん　ゆう・刑法）

New Face

新任紹介

こんなことをやってます

島津　幸子　*SHIMAZU Sachiko*

私はここ20年ほど大宮に住んできました。と言っても四条大宮ではありません。私が住んでいたのは鉄道ファンの新たな聖地として話題の「鉄道博物館」がある埼玉県の大宮です。大宮駅は東北新幹線をはじめ5つの新幹線が止まる、いわば京都駅にも匹敵する超大型駅。その大宮駅から徒歩7分にある自宅から京都駅までは、新幹線を乗り継げば所要わずか3時間弱。とはいえ、毎日往復6時間かけて通勤するわけにもいかず、めでたく京都に居を構えることとなりました。大学時代、友人と「仏像研究会」なるものをこっそり「組織」し、日々仏像研究に心血を注いでいた私が京都という街の魅力にとりつかれたのもごく自然ななりゆきで、これまで仕事以外でも機会を見つけてはたびたび京都を訪れてきました。そんなこんなで勤務先が京都になったことには浅からぬ縁を感じているところです。

立命館では中国語を教えますが、専門は現代中国語学、現代中国語の文法です。どんなことを考えているのか、少し述べてみたいと思います。動詞に後接して「～したことがある」という意味を表す“過”という語があります。従来「経験」を表すアスペクト助詞だと言われてきましたが、木村英樹先生は2006年発表

の論文で「特定の時空間に現出する個別の事態の時間的局面を特徴づけるというアスペクト本来の機能からはやや逸脱し、むしろ動作主体のある種の属性を語る形式に近いものと言える」と述べています。それゆえ、この論文は“過”を考察の対象から外しているのですが、“過”が使われた文が属性を語る形式になっているという捉え方は大変新鮮です。私は“一～就…”という構文について考察したことがあります。構文中の“一”は「小さな時間量」、副詞の“就”は「すぐに」という意味だとこれまでは考えられてきました。これとは異なる結論を導いた考察の結果はさておき、この構文を用いた文“我一去食堂就喫中

国菜。”（食堂へ行くと中華料理を食べる）も実は属性を語っていると考えられます。この文は一回的な事態を述べる文としての読みを許しません。「食堂へ行けば必ず中華料理を食べる」という複数回繰り返される事態を述べる文として解釈されて初めて許容されます。この時、話し手の発話意図は、むしろ食堂へ行けば必ず中華料理を食べるほど中華料理が好きだということにあります。この構文を用いた文がすべて属性を語ることになるわけではないのですが、少なくともこの文では中華料理が何より好きだという属性記述の文になっていると言ってよいでしょう。動作主体の動作を表す文が属性を語る文へ移行する現象は大変興味深いです。ある動作をしたことがその動作主体の＜経験＞の一つだと認められ、その属性の一つに加えられる、いつも決まってある動作をすることがその動作主体があるものを好きであるがゆえの行動として認められ、属性の一つに加えられる。属性を表す表現には様々なものがあり、ある動作主体の動作を表す文までもが加わっているのはやはり面白く、そもそも「属性」とはなんぞや、という問題にも広がりそうな予感がしています。

（しまづ　さちこ・現代中国語学）

New Face 新任紹介

法のかべ

野口　雅弘　*NOGUCHI Masahiro*

この４月に政治思想史の准教授として法学部に赴任してまいりました、野口雅弘と申します。このエッセーでは、私と法（律）のぎこちない関係について書かせていただき、自己紹介とさせていただきたいと思います。

日本の多くの大学では、政治学は法学部のなかに置かれています。しかし私が政治学の勉強をはじめたのは、早稲田大学「政治経済学部」でした。もともとジャーナリスティックな関心がつよかったこともあり、〈法律の条文（テクスト）ではなく、生きた現実についての勉強がしたい〉という、かなり浅薄な二項対立図式に基づいた、しかしそれなりにつよい思いがあっての選択でした。その後、大学院も早稲田大学大学院「政治学研究科」、留学もドイツのボン大学「哲学部」、そして最初の就職先（前任校）も岐阜大学「教育学部」でしたので、やはり法（学部）とは、縁がな

いままできました。

ところが、法や法学部と関係なく生きてきたわりには、私は定期的に「法のかべ」にぶつかってきました。私の専門はマックス・ウェーバーの研究なのですが（詳しくは『闘争と文化――マックス・ウェーバーの文化社会学と政治理論』みすず書房、2006 年をみてく

ださい)、ウェーバーは法学を学び、商法の領域で博士論文を書くことでアカデミズムへの第一歩を踏みだした人でした。一般に彼は『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』などの著者として知られていますが、実は彼の著作には法関係の知識や下地がないと見えてこないことがたくさんあります。ドイツに留学して指導教授のW・ゲプハルト教授のもとで、ウェーバー全集の『法社会学』の編纂にも係わるなかで、私は「法のかべ」の前でかなり深刻にもがくことになりました。

さらにウェーバーだけでなく、私が関心をもって勉強をしてきた思想家のなかには、なぜか「法学的ルーツ」をもっている人が多くいます。カール・シュミットあたりは言うまでもないのですが、それ以外でも、たとえば『審判』や『城』などの小説を遺したフランツ・カフカは法学の博士号を取得しており、彼が描く官僚制的世界の背後には、彼なりの法システムへの洞察があります。このほか、政治哲学者のエリック・フェーゲリン、現象学的社会学で知られているアルフレート・シュッツ、社会システム論のニクラス・ルーマンなどはいずれも法学部で学び、場合によってはいくぶん斜に構えつつではあったとしても、法律との関係を持ち続けた思想家でした。このため私は研究の過程でその都度「かべ」にぶつかることになったわけです。

このたび生まれてはじめて法学部に籍を置くことになり、こうした「法のかべ」を少しでも乗り越えることができるのではないかと、ひそかに期待しているところです。皆さまのご指導を乞う次第です。

(のぐち　まさひろ・政治思想史)

New Face

新任紹介

ご　挨　拶

出田　健一　*IDETA Kenichi*

私は弁護士の実務家教員として法科大学院に赴任し、前期はリーガル・リサーチ＆ライティング等の法曹実務科目、後期は労働法務演習を担当します。

就任後、いろいろな方のお話を聞くにつけ、末川博先生と加藤周一先生がおられた大学に来たんだなあ、という感慨をいだいております。もう20年近く前に、私は本学に来て加藤周一先生とお会いしたことがあります。

実は私は慶應大学文学部の出身で、法律の勉強以前に加藤先生の著書を愛読しておりました。先生とお会いした当時、本学で中東問題のシンポジウムが開催され、先生がコーディネーターでした。加藤先生は中原中也の詩を引用しながらまとめの発言をされ、その斬新さに私を含む聴衆が感嘆の声をあげたことを覚えています。シンポジウム後の面談の目的は、ある法律家団体の35周年記念のためのご講演を依頼することでした。発案者は私でした。講演前に原稿を書きたいといわれ、大阪市立東洋陶磁美術館の静かな喫茶店にご案内し、李朝の焼き物の話をしたことなど、今でも懐かしく思い出します。末川博先生は、その団体の会長をされていました。若輩の私は直接面識はないのですが、今でも団体の機関誌の表題は末川先生直筆の書を利用し続けています。

そういう立命館で学生に授業するようになり、責任の重さを実感しております。

さて、私は労働者の側で労働事件に取り組んできました。弁護士4、5年目で「大企業の海外進出と（国内経済の）空洞化」という、時代を象徴する大リストラ事件に直面し、ひやひやしながら一途に大企業の経営分析に取組み、徐々に徐々にその虚偽を暴けたこと。そして裁判に2度勝って、会社に謝罪させ、皆で手を振って多数の「パートのおばちゃん」を職場内に戻したこと。労働弁護士になった契機です。ここ8年ほどは、小泉内閣の新自由主義の時代を象徴するような大規模なリストラ事件に取組み、1つの事件は最高裁でも勝訴し、もう1つの関連事件も勝訴を続け、現在東京高裁に係属中です。

最近、確かに裁判所が相当変化して来ております。本学でも大先輩の水野武夫先生も聞き手に加わっておられる、滝井繁男前最高裁判所判事の『最高裁判所は変わったか』（岩波書店）に書かれたとおりです。しかし、松下PDP事件最高裁判決に見られるように、労働裁判の分野では単純ではなく、必ずしも時代の方向に沿ったものとはいえません。そういう現実をどう打開するか、学生の皆さんとともに考え直して行きたいと思っています。

（いでた　けんいち・労働法）

New Face

新任紹介

派遣裁判官として

大島　雅弘　*OSHIMA Masahiro*

最高裁判所から派遣され、特別契約教授として法科大学院の教壇に立たせていただいております、大島雅弘と申します。週２日朱雀キャンパスで講義を担当する傍ら、現職裁判官として京都地方裁判所に勤務しています。

裁判官になって18年目、これまで、主として民事事件を担当してきました。司法修習生の指導や、散発的に依頼された外部講師等の経験はありますが、法科大学院で教えることを含めて、これまで、教職についたことは全くありません。正直なところ、毎回の講義のたびに、とまどうことばかりで、教えるということの難しさを思い知らされています。熱心に講義を聴いてくれている院生の皆さんのためにも、私自身のためにも、一層の努力が必要であることは明らかです。

動機はさまざまでしょうが、院生の皆さんは、それぞれの志を胸に法科大学院の門を叩いたのでしょう。人によっては、悲壮な決意とともに、退路を断ってこの道を選んだのかもしれません。彼らにとって、法科大学院での数年間は、人生のうちでもとりわけ重要な意味をもつ時間でしょう。彼らの胸の内を思うとき、法科大学院の教授職は、到底、裁判の片手間にできる仕事ではないことを痛感します。もともと、誇るべき学識や経験があるわけでもなく、他の実務家に比べて特別優れた資質があるとも思ってはいませんが、そのようなことは、もちろん、院生に対する言い訳にはなりません。縁あって同じ教室で過ごすこととなった彼らのために、できる限りの準備をし、彼らの滋養となるような講義をしなければならないと思います。もちろん、彼らに10の知識・理解を得てもらうためには、20の研さんと30の熱意が求められることは、覚悟しています。

いろいろな問題点があることは否定しませんが、裁判官（経験のない者が検察官や弁護士について語ることは不遜でしょうから、ひとまずそのように限定しておきます。）の仕事は、人が、その資格を得るため、一生のうちの何年間かを捧げるのに十分値する、やりがいと楽しみに満ちたものであると私は考えています。院生の皆さんには、ぜひとも、そのようなやりがいや楽しさの一端を（それとともに、実務家が直面する苦悩をも）お伝えできればと思います。そして、この立命館大学法科大学院からも、意欲に満ちた人材が続々と後に続いてくれることを、心から願っています。そのためにも、このたび私に与えられた仕事に、全力で、しかし決して笑みを忘れず（何事につけ、しかめ面でいては良い結果は生まれにくいと思うからです。）取り組ませていただく所存です。このような機会を与えていただいたことに感謝します。

どうぞよろしくお願いいたします。

（おおしま　まさひろ・民事法・要件事実論）

New Face

New Face 新任紹介

新任のご挨拶

加波　眞一　KANAMI Shinichi

この４月から、法務研究科で民事訴訟法を担当しております加波眞一です。

すでに昨年１年間非常勤として法務研究科で民事訴訟法を担当しましたので、本学で教鞭を執ること自体はだいぶ慣れてきました。しかし、その他のことについては全く不案内で戸惑うばかりの日々を送っております。

本学就任に至る前に、北九州市立大学法学部、摂南大学法学部、京都産業大学法科大学院という職場を経てきております。法科大学院では、授業形態として「演習」というのはありますが、学部でいう各教員が責任をもって指導する意味での「ゼミ（演習）」というのは存在しませんので、京都産業大学時代は（その意味での）「ゼミ」学生はいません。

しかし、その前の、北九州市立大学法学部と摂南大学法学部では、「加波ゼミ」というものが存在し、ともに、「伝説のゼミ」といわれたことがあります。

北九州市立大学法学部時代の話はすでに「昔話」の領域になりますし、生き証人も近くにいません。「ウソやろ～！？」といわれかねませんので割愛します。

摂南大学法学部時代の話は、当時同僚でした本学法学部の木村和成先生がよくご存じなので、ここで披瀝したいと思います。

今から５年ほど前のことですが、当時の摂南大学法学部では「法学検定試験４級」を２年生全員に強制的に受験させていました。この試験は、法学部２年生修了程度の試験ということになっていますが、試験実施時期が11月頃なのに、試験科目である憲法・民法・刑法では、全領域に渡って知識が問われます。憲法はいいとしても、刑法各論は２年生後期で学習中ですし、民法の不法行為法や家族法などはまだ学習していない学生もおります。したがって、２年生対象の試験とはいうものの、実質的には、３年生対象というべき試験かと思われます。また、合格率も全国平均で６割ほど、摂南大学では３年生の受験組を含めても２割強の合格率だったかと記憶します。

当時の摂南大学では、１年生からゼミに入り、４年生までゼミが続くことになりました。私が初めて担当した１年生ゼミで、その「法学検定試験４級」に挑戦してみようということになり、私の指導の下、10人受験して８人合格しました。本格的にゼミ活動を始めるのが６月ころですから、11月の試験日まで、少ししか時間はありません。しかも、司法試験などを目指すべく入学前から法律を勉強していたというような学生ではありません。法律など全く初めて学習する、しかも、１年生です。「法学検定試験４級」というのは、受験した人はご存じでしょうが、もちろん、司法試験とか司法書士試験などとは比べようもありま

せんが、バカにできる試験ではありません。全国でどのような学生が受験しているのか解りませんが、全国で6割強の合格率（当時）しかないというのがそれを示しています。前述のように、憲法・民法・刑法の試験範囲は全ての条文を含みます。その試験に、摂南大学から、しかも、1年生で8割の合格率をたたき出したので、空前（「絶後」かどうかは分かりません）のゼミとなりました。事情があって、2年生ではそのゼミ生全員を指導することができず、結局、2年生ゼミで「法学検定試験3級」を受験したのは、上記8人中4人だけでしたが、全員合格（合格率100%）。3年生ゼミでは、2級に挑戦、全員合格を目指す、といっていたのですが、その年に私が京都産業大学に移籍することになり、このゼミは、「3年生ゼミ（演習）」という本格的なゼミ活動を行う前に、「伝説」のゼミになってしまいました。

当時は、どういう指導をしたのかと他の同僚からよく聞かれました。私は、どう指導したのかというよりも、このような成果は、ゼミ生から信頼された結果であると思っています。いくら教員が、学習内容につきどうこうすべきだといっても、それを実際行うのは学生自身です。その学生が、教員の指導を信じなければ、いかなる指導・教育にも心から応じることはないでしょう。

私の京都産業大学法科大学院での昨年の「民訴演習」の評価は、2クラス担当して、両クラスとも難易度評価は「難しい」が7割をこえますが、満足度では、「非常に満足」と「満足」を合わせて、1つのクラスは「80%強」で、他は「100%」でした。ところが、昨年非常勤で本学を担当したときの評価は（1クラスのみの評価ですが）、京産大とほとんど同じレベルの内容の授業であるにもかかわらず、やはり内容は「難しい」が6割を超えますが、満足度は、「非常に満足」と「満足」を合わせても3割ほどしかありません。これは、「信頼性」の差ではないかと考えています。京産大では信頼性が認められていたが、本学では、少なくとも、前期の民訴演習のクラスでは、それがなかったということでしょう。教員に対する信頼があれば、授業が理解できない→自分のどこが勉強不足か解る→意味のある授業で満足、となる。しかし、信頼がなければ、授業が理解できない→教師の教え方が悪いに違いない→受講しても意味がなく満足できない、ということになるのでしょう。

本学でも、私の赴任を待ち望んでいて、赴任後すぐに自主ゼミの指導を申し込んできた学生が何人かいますので、少しずつでも信頼されてきているようです。しかし、さらにその「信頼」を確実なものにすべく尽力いたす所存でおります。ご支援のほど、よろしく御願い致したく存じます。

（かなみ　しんいち・民事訴訟法）

New Face

New Face 新任紹介

着任のご挨拶

島田　志帆　SHIMADA Shiho

はじめまして。法務研究科に着任しました島田志帆です。慶應義塾大学で学部・大学院を過ごした後、京都学園大学法学部で５年間の教員生活を経て、このたび立命館大学での研究・教育の機会をいただくこととなりました。これまでも研究会や資料収集のために来校する機会がありましたが、キャンパスの雰囲気に何か出身校を思い起こさせるものがありました。そんな大学で教鞭を執ることになったのには不思議なご縁を感じます。京都生活は６年目に入りましたが、市内はまだまだ知らないことだらけで、これを機会にもう少し街中や衣笠周辺を散策してみようと思っています。

私の専門は商法で、これまで手形法における支払免責の研究を中心に、不正な預金払戻しと銀行の免責に関する問題にも研究を進めてきました。今後は、企業統治・企業結合法制に係る会社法制見直しの議論を視野に収めて、会社法に関する研究が課題です。

さて、立命館大学に着任しての感想は、とにかく学生も教職員も「熱い！」ということです。商法Ｉの初回の終了後は、あっという間に院生に囲まれて質問攻めに合い、一生懸命に答えているうちに、次に教室を使用する山口先生がお見えになり、あわてて片付けて教室を出たところでまだ２名ほどの院生の質問に必死に答えていたところ、ワイヤレスマイクがつけっぱなしで、山口先生の授業を待つ院生たちに響きわたっており…。さらに、授業が終わるのを待っていた別の院生がそれを見ていて、「先生、囲まれてましたね」などと言われながら、研究室に戻って学習方法の相談に答えたり…。法科大学院の学生であれば勉強熱心、質問熱心なのは当然ともいえますが、その熱意は想像以上のものでした。また、教授会や委員会活動もまだ始まったばかりですが、そのような場を通じて、職員の方々も先生方もまさに一丸となって教育に携わっておられる様子に、身が引き締まる思いがしました。教育と同時に研究実績も重ねておられる先生方を目の当たりにしながら、私としても、一日も早くその一員として力を発揮できるようにと、気持ちを新たにしているところです。

この原稿を書いている現在、約１ヶ月が終わったところで、教えるより教えられている状況ですが、院生とともにああでもないこうでもないと議論しながら、院生と先生方から大きな刺激を受けている毎日です。

最後になりましたが、研究者としても教育者としてもこのように未熟な私ですが、精一杯努力を続けていく所存ですので、今後もどうぞご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

（しまだ　しほ・商法）

New Face

新任紹介

理想に燃えて・・・

山口　直也　*YAMAGUCHI Naoya*

法科大学院に着任した山口直也です。前任校は神戸学院大学で、その前は山梨学院大学に勤務していました。それぞれの大学の法科大学院で、刑事訴訟法、少年法を担当していましたので、本学が3校目の法科大学院ということになります。

10年ほど前、ペンシルバニア大学ロースクールに客員研究員として留学していた際に、教室、図書館などロースクール校舎の設備の充実度、ソクラテスメソッドを中心とした授業での教員・学生の熱気、実務と理論が融合したロースクール付設の研究所のユニークさなど、あらゆる面で日本の法学部、法曹養成制度とは異なることを肌で感じ、ある種の羨ましさの中で時を過ごしたことを覚えています。

帰国後間もなく、日本でもロースクールを作る動きが本格化し、わたしも山梨学院大学でロースクールの立ち上げに関わりました。わたし自身の研究の関心は、当時から子どもの人権の観点から少年法のあるべき姿を追求することにありましたので、ロースクールでの教育を通じて、「子どもの人権問題に携わる専門法曹を育ててみたい」「専門法曹が継続的に少年法を学べる少年法センターを作ってみたい」などと、彼の地で目の当たりにした理想を実現すべく、地方の山の中で一人意気込んでいたことが思い起こされます。

しかし、理想と現実は異なるのが世の常、ロースクール生の最大の関心は眼前の新司法試験に合格すること、多くの教員・大学当局の関心はいかに多くの合格者を出して母校の存在意義を高めるかということにあり、今にして思えば、子どもの人権擁護のための法曹の育成という旗印をかかげても、本当の意味でついてくる余裕のある人はいなかったようにも思えます。それは2つめのロースクールに異動した後も基本的にはかわらなかったようです。

ロースクールが始動してはや6年が過ぎ、全国どこのロースクールを見渡しても、当初の理念や理想にそった運営がなされているところは少ないように思えます。そんななかで本学ロースクールは、「時代が求める専門性を持った地球市民法曹」を育成すべく、アメリカン大学ロースクールと提携して、学生が同ロースクールの授業を受けて研修を積むなど、設立当初の理念を実践している数少ないロースクールの1つであると実感しています。それは立派な設備を備えた朱雀キャンパスで行われる日々の授業の中で感じる「熱気」からも感じています。

縁があって名誉ある立命館大学にお世話になることになりました。京都に住み始めて4年目ですが、衣笠の自宅から2つのキャンパスを縦横無尽に駆けめぐり、理想に燃えて、研究、教育に邁進したいと決意を新たにしたところです。どうぞ末永くよろしくお願いいたします。

（やまぐち　なおや・少年法・刑事訴訟法）

Sabbatical

外留報告

2009年イギリス留学報告
シェフィールドの授業に出席して考えたこと

小堀　眞裕　KOBORI Masahiro

約10年ぶりに、在外研究の機会を得て、イギリスのシェフィールド大学政治学部でAdvanced Visiting Fellowとして、2009年9月から2010年3月まで研究を行いました。研究の成果は、論文や著書、学会報告などで行うので、この場では、大学で出席した授業に関して書きます。FD活動の参考になれば幸いです。

大学では、学部と大学院のそれぞれ一つずつの授業に参加しました。学部は、受け入れていただいた政治学部のマーティン・スミス教授のイギリス現代政治に関する授業に出席しました。60分の講義と、60分のゼミとの組み合わせで、この形式は、10年前のエセックス大学でもそうでしたので、イギリスの大学授業の一般的形式といってもよいのではないかと考えます。ただ、この授業は、2年生向けで、講義はともかく、ゼミに学生みたいな顔をして参加するのは、さすがにジェネレーション・ギャップを感じましたが、いろんな面で大変勉強になりました。

エセックス大学では、大学の授業期間は、少なくとも10年前は10月から次の年の6月まで通年でしたが、シェフィールド大学では、9月最終週から12月中ごろまでの第一セメスターと、2月から6月までの第二セメスターになっていて、まず驚いたのが、スミス教授は9月－12月の第一セメスターだけで授業が終わり、それで今年度は授業が終わりということでした。それはいいですね、うらやましいという趣旨のことを話していたので、いやいや私は大学院の研究科長だから行政も忙しいんだとおっしゃっていましたが、シラバスを見る限りでは、他の先生方も最大で二科目（120×2分）が週当たりの上限のようでした。

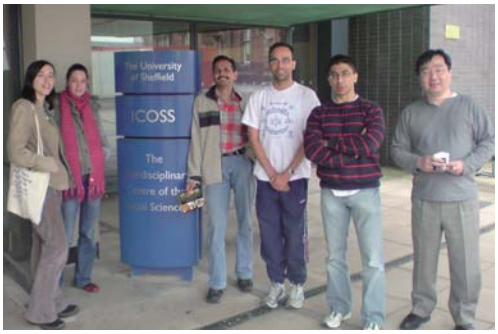

学部の講義はイギリス政治に関するものでしたが、スミス教授の講義はある程度のニュースを知っていることを前提としていたので、うちで日本の政治について同じやり方をした場合には、学生は付いていけない人が多くなるだろうな、とも思いました。もっとも、私にとっては専門分野でしたので、さすがに、それほど難しい内容のものではありませんでした。その後の時間にゼミがあったわけですが、学生の話を聞く限りでは、学生たちもかなりの程度の政治の知識はあるようで、今、政治で何が起こっているか知らないとか、旬のニュースを知らないということはないようでした。イギリスのセンター試験に当たるA-levelでは、一つ一つの科目が日本の大学の教養レベル程度のものが要求されるので、学生の専門科目に関する基礎的知識レベルは、日本よりもかなり高いレベルでした。ただ、リスボン条約などに関する議論では、マスコミの話はよく学生は知っていて、知識は豊富なのですが、リスボン条約それ自体はあまり読んでいないようで、かなり決めつけ的なEurosceptics が多かったという印象がありました。

議論に関しては、最初の数回こそ、旺盛とはいえない感じでしたが、その後の回では、非常に活発で、一度などは、80年代の民営化

が成功であったかどうかで、延々、二人の女子学生が20分くらい議論の応酬をしていて、スミス教授がさすがに割って入ったときもありました。

イギリスの科目で、日本とは最も異なるのは、必ず授業期間に一度は、いわゆるエッセーを書かせることです。これは、おそらく日本でもやればよい傾向が出るだろうなとは以前から思っていました。実際、エッセーを書くためには、多くの本を読まなければならないということになっていて、授業時間外の学習時間を取らざるを得ないからです。

この点を見習って、今学期は、立命の講義科目でもなるべく一度はエッセーや小テストをやるようにしているのですが、これは日本の場合、学生数が多いという理由以外でも大変です。なぜなら、担当コマ数が多いので、一度にやろうと思うと、一つの週に4つくらい集中するからです。それを回避して分散しようと思うと、今度はいちいちこの週はエッセーの回収をしなければいけないとかを覚えておかないといけません。イギリスの場合は、教授が各々にコメントを付けて返していましたが、もちろん、日本の場合、そんなことをすれば、授業どころか生活が破たんします。

うちも含め、日本の大学は学生数が多く、教員の担当コマ数も多く、回数だけが追求されて、学生の本来の「学習」が追求できないように、幾重にも障害が張り巡らされていることを実感しています。また、日本では、一方通行の講義を15回行って、特別の問題意識を抱かないことが教員にとって最も合理的になるように誘導されているような気もします。これでは、多くの学生の授業以外の学習時間が定期試験前だけになるのは、ある意味で当然と言えるかもしれません。イギリスの大学のように、必ずエッセーを組み込むというのは、一人の教員の持ちコマが少ないからできるのであって、日本は、学生数も担当コマも多すぎて、FD以前だと痛感します。

大学院の授業で、驚いたのは留学生の数でした。行政学の授業でざっと20人くらいの学生でしたが、こちらは、私のような「おじさん」もいて、気が和みました。そのうち、10数人が韓国の留学生と中国台湾からの留学生でした。韓国の留学生は、国の省庁から派遣されている人も多くいました。中国と韓国の留学生は、結構、日本政治に関心を持っており、鳩山政権の評価や独島問題について、よく聞かれました。後は、カザフスタンから二人、メキシコから一人などで、イギリス人は5人程度で、日本人はいませんでした。

授業では、ニュー・パブリック・マネイジメントに関するもので、民営化とか規制などのテーマをブレーン・ストーミングして、キーワードを出しながら、出した学生がそれを説明するというやり方で、質問は適宜手を上げて、教員はそれに対して答えるという形式でした。ここでも、もちろん、エッセーがありました。この授業では、行政学分野では有名なマシュー・フリンダース教授が、自分も加わる先進40カ国の比較研究に関する最新研究の成果を説明したのは大変勉強になりました。それによれば、イギリスは、97年の労働党の政権交代以降、かなり委員の政治的任用に関しては透明化がなされるようになっているが、逆にマスコミは政治不信を強め、政治家たちは過剰なほど委員の政治的任用の透明化に乗り出して、返って、その結果、官僚の実質的な任免権限が増大していると述べていました。

今回、シェフィールド大学で、10年ぶりにイギリスの授業に参加してみて、学べる点も多いけれど、そのためには、日本の講義中心型の授業構造や、多いコマ負担など、日本の大学の骨格を変えないと教訓はいかせないとも、感じました。ただ、その一方で、イギリスの大学にも問題点は指摘されています。イギリスのテレビ番組では、学生からみてみるとコマ数が少なすぎて、学費に見合っていないという不満が出ていました。もっとも、イギリスの学費は、日本円で40万円程度ですが、97年まで無料であったので、40万円（3000ポンド）も払うのに、授業が少ないという批判があるようです。

（こぼり　まさひろ・政治学）

Departure 出発

立命館なければ私なし

佐川　友佳子　SAGAWA Yukako

研究生時代も含めると８年近くを立命館大学で過ごし、2010年１月より、香川大学法学部に刑法の教員として着任いたしました。かつて学部時代を過ごした母校に奉職できる日が来るとは夢にも思いませんでしたが、これも、立命館で育てていただいたお陰です。特に、恩師である松宮孝明先生には言葉に尽くせないほどお世話になり、私ほど御迷惑をおかけした弟子もいなかっただろうと改めて反省することしきりです。このような私を見捨てずに最後まで指導してくださって本当に有り難うございました。

松宮先生の論文に感銘を受けたことをきっかけに立命館での院生生活を始めた私ですが、他の先生方にも指導をしていただく機会に恵まれました。生田勝義先生からは、社会との関係を常に念頭において研究する意義を教えていただきましたし、上田寛先生からはロースクールで学生の指導方法を間近で学ばせていただき、また、ロシアの話題で大いに盛り上がったことが思い出されます！浅田和茂先生の、その温厚なお人柄からは想像もつかないほど厳しい姿勢で研究に向かうお姿と、飲み会でお酒を楽しむお姿の両方を拝見し、いずれも妥協なしに人生を歩むことの重要性を教えていただきました。本田稔先生からは刑法理論のお話を伺う機会に恵まれ、様々な見解の思想的背景について御教授いただきました。安達光治先生には、一番近い刑事法の先輩として、研究の仕方、飲み会ではお酒の飲み方と、公私にわたりご指導いただきました。高橋直人先生からは修士論文の際にアドバイスをいただき、解釈論のみならず、その背景にある歴史を学ぶ重要性を痛感いたしました。また、博士論文審査の際、平野仁彦先生から、法哲学的見地からご意見をいただいたことはその後の自分の研究にとって非常に有益なものとなりました。さらにここにお名前を挙げられなかった先生、先輩方、同級生、後輩にも本当にお世話になりました。

また、院生時代の大きな経験として、ミュンヘン大学に留学の機会を得たことが挙げられます。Professor、Mitarbeiter、様々な国のDoktorand, Habilitand らとの交流は、研究にとって有益であったことは勿論ですが、人間として大きく成長する契機となったように思います。このような留学の機会を与えてくださった本学の渡邉惺之教授、私の受け入れを快諾してくださったミュンヘン大学のHelmut Satzger 教授、そして助手であったDr. Maria Karger にも、心からの御礼を申し上げます。

いずれにしても、立命館で良い先生、先輩方、同級生、後輩との出会いに恵まれたことが、私の人生の conditio sine qua non であり、そして私が研究者となったことはまさに立命館に帰属されるといえましょう。修士時代、

井戸田侃先生から教えていただいた「理論の世界には疑うことの許されない権威はない」という佐伯千仞先生の言葉が、立命館の在り方を象徴しているのではないかと思います。他者と異なる意見を尊重し、立場は違えど共に学問の発展に寄与しようという自由な雰囲気の中でのびのびと研究できたことは何ものにも代え難い時間でした。これからも、「師説に盲従するは師なきに如かず」との言葉を肝に命じて、自らを戒めつつ、研鑽に励みたいと思っております（非常に難しい課題ですが…）。

最後になりましたが、私の進学を後押ししてくださった学部時代の恩師である今は亡き山下邦也先生、そして2年前にこの世を去った父に感謝の言葉を捧げ、終わりの言葉としたいと思います。本当に有り難うございました。

（さがわ　ゆかこ・刑法）

Departure 出発

旅立ちに際して

吉井　匡　*YOSHII Tasuku*

2010年4月より、学部時代からの永きにわたって通い続けた立命館大学を離れ、香川大学法学部に准教授（刑事訴訟法担当）として着任致しました。その間、指宿信先生（現・成城大学教授）には学部ゼミ時代から一貫して私の研究に対しご指導頂き、時に厳しく、そして時に優しく見守って頂きました。また、後期課程3回生時には、指宿先生が本学を離れられたため、法務研究科の渕野貴生先生にご指導頂きました。両先生にはこの場を借りて、改めて厚く御礼申し上げます。

思えば、「刑事裁判に興味があるなぁ…」という漠然とした思いを抱きながら京都へと引っ越してきた当時18歳の私は、初めての一人暮らしという、幾分の高揚感に包まれつつ、大学生活を始めたわけです。学部1回生時の私からすれば、後年、自らが教壇に立っている姿など、想像すらできません。今日私が大学の教員を生涯の職として選ぶに至ったのは、まさに様々な人との出会いが織り成す「縁」の賜物なのです。

指宿先生からは、理論の精緻性の重要さと

ともに、法の現場を直接に見ることの重要さという、刑事訴訟法学研究の実践的意味を教えて頂きました。学部ゼミ選択の際、指宿ゼミを選択していなかったら、私はその後大学院に残り、学究の道に進むことにはならなかったはずです。

松宮孝明先生には、学部基礎演習の担当教員としての出会い以来、今日までずっとお世話になっています。先生からは、学問的指導は言うに及ばず、「多忙を研究を疎かにする理由にするな」という研究者としての基本的

姿勢を学びました。

また、京都（関西）の大学では、大学の垣根を越えた学術交流が大変盛んです。例えば、関西の代表的なインターカレッジの刑事法の研究会として、立命館大学を主催校とする「刑法読書会」と、同志社大学を主催校とする「刑事判例研究会」の２つの月例研究会がありますが、これらの研究会は、若手の研究者（院生）が自由に報告し、学界を代表する先生方に指導を受ける（＝鍛えられる）ことのできる、大変貴重な場です。これらの場をなくしては、今の私は存在し得なかったでしょう。特に、浅田和茂先生には本学に異動されてからは勿論、前任の大阪市立大学ご在職中から様々なアドバイスを頂戴しました。先生の「吉井君の研究テーマ（公正な裁判研究）は一生大事にして、ライフワークにしたらいい」というアドバイスは、研究の方向性が決して間違ってはいなかったと、私を勇気づけました。

その他にも、多くの先生方、多くの先輩後輩らに囲まれ、私は非常に恵まれた環境で「京都時代」を過ごすことができました。受けたご恩はあまりに大きく、私にいかほどのことができるか分かりませんが、今後の研究・教育活動を通して、少しでも、この社会をよくするために努力し、何がしかのものを社会へと還元することによって、ご恩返しになるのではないかと考えています。

最後になりましたが、東京の実家で暮らす両親は、私の選んだ途に一度も「駄目だ」と言わず、常に応援し、励まし、支えてくれました。これまでは金銭面も含め、苦労をかけ続けた両親に対し、ようやく社会人として巣立つことを報告でき、本当にうれしく思います。そして、深甚なる感謝の意を捧げたいとおもいます。今までありがとうございました。

（よしい　たすく・刑事訴訟法）

Media Coverage Ⅰ　法学部定例研究会

2010 年 4 ～ 6 月

■法学部定例研究会：

10 年 4 月 23 日　民事法研究会：張挺氏「中国の新しい『不法行為法』の特色―「民法通則」から「不法行為法」までの変化を中心に」
10 年 6 月　7 日　法政研究会：三村量一氏「特許侵害訴訟における均等論の考え方」
10 年 6 月 12 日　立命館土曜講座：中島茂樹氏「憲法 9 条と日米安保体制―その原点と現点―」

Media Coverage Ⅱ

学術交流・研究活動

基盤研究（A）　変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築
研究代表　二宮周平

基盤研究（B）　グローバル化の時代における国際関係法教育の改革
研究代表　松井芳郎

基盤研究（B）　東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究
研究代表　大久保史郎

基盤研究（B）　民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂
研究代表　出口雅久

基盤研究（C）　刑法史学におけるナチズムの過去の歴史認識に関する総合的研究
研究代表　本田稔

基盤研究（C）　損害賠償請求権の時間的制約をめぐる法解釈論・法政策論・立法論の日独比較研究
研究代表　松本克美

基盤研究（C）　市場化と規制化の日英政策比較：指定管理者制度と EAZ・CA
研究代表　小堀眞裕

基盤研究（C）　1950 年代の憲法論議―地方ジャーナリズムを中心に
研究代表　赤澤史朗

基盤研究（C）　行政の情報収集・提供業務の不作為に対する司法的統制とその問題点
研究代表　北村和生

基盤研究（C）　公民連携の促進 / 阻害要因－地縁型団体・テーマ型団体・地方政府の連携パターン分析
研究代表　徳久恭子

基盤研究（C）　疎外された人口と国際関係：社会的歪みと秩序への挑戦
研究代表　西村めぐみ

基盤研究（C）　フランスにおける社会的民主主義概念の歴史的・制度的・実体的検討
研究代表　多田一路

基盤研究（C）　欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性
研究代表　徳川信治

基盤研究（C）　事業再生におけるキャッシュフロー・ファイナンスの役割の検討
研究代表　小山泰史

若手研究（B）　行政の協働化に対する法的統制論の研究
研究代表　戸部真澄

若手研究（B）　ジンメルの政治理論―紛争による社会統合とヨーロッパのアイデンティティ
研究代表　野口雅弘

若手研究（B）　行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究
研究代表　正木宏長

若手研究（B）　触法障害者に対する新たな刑事司法手続と一貫した社会復帰支援に関する比較研究
研究代表　森久智江

新刊図書

『民法Ⅱ物権 第３版補訂』
生熊長幸ほか著　有斐閣
2010 年３月
￥1,995

『愛はおそれない 韓国・獄中からのラブレター』徐勝 翻訳
朝日新聞出版　2010 年３月
￥1,890

『保険法第３版』
竹濱修ほか著　有斐閣
2010 年３月
￥2,205

『比例原則の現代的意義と機能』須藤陽子著　法律文化社
2010 年４月
￥5,670

『行政法の基本—重要判例からのアプローチ』北村和生ほか著法律文化社　2010 年４月
￥2,730

『ベーシック条約集〈2010 年版〉』松井芳郎編集　東信堂
2010 年４月
￥2,730

『刑法各論講義 第４版』生田勝義 上田寛ほか著　有斐閣
2010 年５月
￥2,835

『ホーンブック 地方自治法』須藤陽子ほか著　北樹出版
2010 年５月
￥2,730

『金融と法ー企業ファイナンス入門』
大垣尚司著　有斐閣
2010 年５月
￥4,200

New Book

立命館ロー・ニューズレター
第 61 号（2010 年 6 月）
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒 603-8577　京都市北区等持院北町 56-1
TEL.　075-465-8177
FAX.　075-465-8294
URL.　http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl